

## 各種無料相談

※特記した相談以外は事前申し込みは不要です

相談の種類	とき	ところ	内 容	申し込み・問い合わせ先
常設相談	午前9時～正午 午後1時～4時30分 (閉庁日を除く毎日)	市役所1階 市民相談室	民事・家事・行政などの相談 相談員：嘱託相談員、市職員 ※メールでの相談は受け付けできません。	市役所1階市民課 市民相談係 ☎25-5005 ☎25-5021
法律相談 ＜先着9人・予約制・申し込み順・前日までに予約を＞	7/1(水)、7/8(水) 午後1時30分～4時40分 (1人20分)	市役所1階 市民相談室	あらゆる法律問題 相談員：京都弁護士会所属弁護士 ※相談には当事者がお越しください。	
消費生活相談	午前9時～正午 午後1時～4時30分 (閉庁日を除く毎日)	市役所1階 市民相談室	悪質な商法による被害の相談、苦情、クーリング・オフの仕方など 相談員：消費生活相談員 ※メールでの相談は受け付けできません。	市役所1階市民課 消費生活センター ☎25-5005 ☎25-5021
司法書士による相談会 ＜予約優先＞	7/3(金) 午後6時～9時	ガレリアかめおか 2階研修室	登記、多重債務、成年後見、法律相談など 相談員：京都司法書士会所属司法書士	京都司法書士会事務局 ☎075-255-2566
女性の相談室	一般相談 (電話・来所)	市役所5階 人権啓発課	仕事、夫婦、家庭、子育て、セクハラ、DV(夫または恋人からの暴力)など女性が抱えるさまざまな悩み 相談員：女性相談員	市役所5階人権啓発課 ☎25-7171
	法律相談 ＜先着3人・予約制＞	総合福祉センター 3階相談室	女性が抱える身近な法律上の問題 相談員：京都弁護士会所属弁護士(女性)	市役所5階人権啓発課 ☎25-7171 (午前10時～午後4時) ※手話通訳、要約筆記も受け付けます。託児については問い合わせてください。
カウンセリング あっと @ホーム ＜先着2人・予約制＞	7/2(木) 午後7時～9時 (1人50分)	総合福祉センター 3階相談室	仕事や職場などの人間関係、自分の性格、友達のこと、恋愛、結婚、将来のことなど 相談員：臨床心理士・キャリアカウンセラー・精神保健福祉士 対 象：15歳から35歳までの人またはその家族	総合福祉センター内 勤労青少年ホーム ☎24-0294 ☎24-3071 ※託児、手話通訳、要約筆記も合わせて受け付けます。
国民年金相談	午前9時～正午 午後1時～4時 (閉庁日を除く毎日)	市役所1階 市民課国民年金係 (4番窓口)	国民年金に関する相談 相談員：国民年金相談員、市職員 持ち物：年金手帳、免許証など本人確認できるもの	市役所1階市民課 国民年金係 ☎25-5020 ☎25-5021
福祉なんでも相談窓口	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝休日、年末年始を除く) ※窓口にお越しいただく場合は、事前に連絡していただくと確実です。	市役所1階 地域福祉課 地域福祉係 (19番窓口)	生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいか分からない福祉に関する様々な困りごとを相談支援員がお聴きしながら、お役に立てる情報を提供し、関係機関と連携しながら解決への道筋を一緒に考えます。ご相談は窓口または電話、市ホームページの専用相談入力フォームにて受け付けます。	市役所1階地域福祉課 地域福祉係 ☎25-5029
亀岡市ひきこもり相談支援窓口			ひきこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を相談支援員がお聴きしながら、お役に立てる情報を提供し、関係機関と連携しながら解決への道筋を一緒に考えます。ご相談は窓口または電話、市ホームページの専用相談入力フォームにて受け付けます。	
生活相談 (生活困窮など)	月曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時 (土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)	亀岡市生活相談支援センター(安町)	経済的なこと、将来の不安、生活の悩み、家計の相談など(例：収入がなく生活できない、失業中で家賃が支払えない、失業や債務により家計が安定しないなど)ひとりで悩まず、まずはお電話ください。	亀岡市生活相談支援センター ☎56-8039
京都府のひきこもり相談窓口「チーム絆」	月曜日～金曜日 午前10時30分～午後5時30分 (土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)	京都府教育委員会 認定フリースクール 学びの森 (南つつじヶ丘)	「チーム絆」では、臨床心理士などの専門スタッフやひきこもり経験者などがひきこもり状態にある人やご家族をサポートします。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。	京都府教育委員会認定フリースクール 学びの森 ☎20-4829
家庭児童相談	月曜日～金曜日 (閉庁日を除く) 午前9時～正午 午後1～4時	亀岡市保健センター 家庭児童相談室	児童(18歳未満)の相談(生活習慣・しつけ・不登校・非行・虐待、その他子どもの発達や子育てで気になること) 相談員：家庭相談員	亀岡市保健センター内 子育て支援課 こども支援係 ☎25-5138

ごみは、決められた日に決められた集積場へ、午前8時30分までに出しましょう